外

務

省

三 2 1 協定に関連して作成された文書………………… ページ 九

兀

次

目

1 協定の成立経緯

果、 する行動を取らないこと等を確認するとともに協定案文について最終合意を確認した。これを受け、 に向けた交渉を開始することについて一致したことを受け、平成三十一年(二千十九年)四月から両国間で交渉を行った。その結 て、 平成三十年(二千十八年)九月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で貿易協定の締結 令和元年(二千十九年)九月の日米首脳会談における日米共同声明において、 我が方在アメリカ合衆国杉山大使と先方ライトハイザー合衆国通商代表との間でこの協定の署名が行われた。 協定が誠実に履行されている間は協定の精神に反 同年十月七日にワシントンにお

2 協定締結の意義

ことを通じ、 この協定の締結によって、 両国経済が一段と活性化し、 我が国とアメリカ合衆国との間の物品の貿易が促進され、 ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。 両国間の経済的な結び付きがより強固になる

一協定の内容

この協定は、 前文、 本文十一箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す二の附属書から成り、 その概要は、 次のとおりである。

- 1 協定における用語の定義について定める(第一条)。
- 2 0 各締約国は、 権利及び義務を確認することを定める(第二条)。 世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行
- 3 成すことを定める 千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、 (第三条)。 必要な変更を加えた上で、 協定に組み込まれ、 協定の一 部を
- 4 の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げることを定めるものと解してはならないこ と等を定める 協定のいかなる規定も、 (第四条) 締約国に対し、 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国
- 5 各締約国は、 世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、 附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、 市場アクセスを改

善すること等を定める(第五条)。

- 6 両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六十日
- 7 協定の附属書は、協定の不可分の一部を成すことを定める(第七条)。

以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行うことを定める(第六条)。

- 8 協定の改正について定める (第八条)。
- 9 協定の効力発生について定める (第九条)。
- 10 協定の終了について定める (第十条)。
- 11 協定は、日本語及び英語をひとしく正文とすること等を定める(第十一条)。
- 12 両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について定める(附属

書Ⅰ及びⅡ)。

これらの概要は、次のとおりである。

-) 日本国の関税及び関税に関連する規定(附属書Ⅰ)
- (1) 附属書 I における用語の一般的定義について定める(第 A 節)。
- (2)関税に係る日本国の約束について、関税の撤廃又は削減等の対象品目、 主要品目ごとの概要は、 次のとおりである。 条件等について定める (第B節)。

品名	基準税率	内容
牛の肉	三八・五%	関税削減(第二款2㎏)(農産品セーフガード措置(第
		四款9)の適用あり)
牛の舌	一二 · 八 %	段階的関税撤廃(一〇年目(第二款2t))
牛の臓器(ハラミを含む。)	一二 · 八%	段階的関税撤廃(一二年目(第二款2(1))

段階的関税撤廃(一〇年目(第二款 2 (p))	二六・三%又は二九・八%	フローズンヨーグルト
(第二款 2 (p))		る。)
段階的関税撤廃(五年目(第二款2ⓒ)又は一〇年目	八・五%又は一一・九%	鶏の肉(冷凍したものに限
	八•五%	
	じて得た額との差額又は	
	て得た額と課税価格に○・六を乗	
産品セーフガード措置(第四款11)の適用あり)	係る基準輸入価格に一・五を乗じ	等)
段階的関税撤廃(一〇年目(第二款 2 (g)又は(r))) (農	一キログラムにつき豚肉加工品に	豚肉加工品(ハム、ベーコン
	四•三%	
	又は	
の適用あり)	基準輸入価格と課税価格との差額	
(第二款2)(農産品セーフガード措置(第四款10)	ーキログラムにつき部分肉に係る	
段階的関税撤廃(九年目(第二款2の))又は関税削減	一キログラムにつき四八二円	豚のくず肉(臓器を除く。)
	四 = %	
	又は	
	基準輸入価格と課税価格との差額	
	ーキログラムにつき部分肉に係る	
	準輸入価格と課税価格との差額	
款10) の適用あり)	一キログラムにつき枝肉に係る基	
(第二款2dd又はee) (農産品セーフガード措置 (第四	一キログラムにつき四八二円	
段階的関税撤廃(九年目(第二款2の)) 又は関税削減	一キログラムにつき三六一円	豚の肉

	又は	
	対象となることを条件とする。)	
4)	本国の譲許表に従った輸入差益の	
輸入差益の削減(第二款2⑴)又は関税割当て(第三款	無税(世界貿易機関設立協定の日	小麦及びメスリン
段階的関税撤廃(一〇年目(第二款2(s))	一七%	りんご
適用あり)		
二款2(j)) (農産品セーフガード措置(第四款14)の		
段階的関税撤廃(五年目(第二款20) 又は七年目(第	一六%又は三二%	オレンジ
(第二款2代)又は(前)又は関税割当て(第三款7)	八%又は四〇%	
段階的関税撤廃(一五年目(第二款2㎞))、関税削減	二二・四%、二六・三%、二九・	チーズ
	き一、〇二三円又は	
	二九・八%及び一キログラムにつ	
	き六八七円	
	二九・八%及び一キログラムにつ	
	き六七九円	
ガード措置(第四款12又は13)の適用あり)	二九・八%及び一キログラムにつ	
はぬ))又は関税割当て(第三款8)(農産品セーフ	き四二五円	
年目 (第二款2(x)又は(y)) 又は二〇年目 (第二款2(z)又	二九・八%及び一キログラムにつ	
(第二款2f)又は(g)、一○年目(第二款2(p)、一五	き四〇〇円	
即時関税撤廃(第二款2a)、段階的関税撤廃(五年目)	二九・八%及び一キログラムにつ	ホエイ

	二〇%(世界貿易機関設立協定の	
	日本国の譲許表に従った輸入差益	
	の対象となることを条件とする。)	
大麦及び裸麦	無税(世界貿易機関設立協定の日:	輸入差益の削減(第二款2㎞)
	本国の譲許表に従った輸入差益の	
	対象となることを条件とする。)	
麦芽	一キログラムにつき二一・三〇円	関税割当て(第三款5又は6)
混合物及び練り生地並びに	一六%、二三・八%又は二四%	関税割当て(第三款3)
ケーキミックス		
ぶどう糖及び果糖	五〇%若しくは一キログラムにつ	関税割当て(第三款9)
	き二五円のいずれか高い税率	
	七八・五%若しくは一キログラム	
	につき五三・七○円のいずれか高	
	い税率	
	八五・七%若しくは一キログラム	
	につき六○・九○円のいずれか高	
	い税率又は	
	 %	
落花生(殻を除いたものに限	-0%	即時関税撤廃(第二款2a)
る。)(共通の限度数量以内		
のもの)		

限とする。)	し、一リットルにつき六七円を下	五円のいずれか低い税率(ただ	ボトルワイン 一五%又は一リットルにつき一二 段階的関税撤	スパークリングワイン 一リットルにつき一八二円 段階的関税撤
			段階的関税撤廃(七年目(第二款2⑴又は回))	段階的関税撤廃(七年目(第二款2㎏))

注) アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する(第一款5)。

③ 日本国の原産地規則及び原産地手続について定める(第C節)。

① アメリカ合衆国の関税及び関税に関連する規定 (附属書Ⅱ)

関税に係るアメリカ合衆国の約束について、 関税の撤廃又は削減の対象品目、条件等について定める(アメリカ合衆国の一般

主要品目ごとの概要は、次のとおりである。

的注釈及びアメリカ合衆国の関税率表)。

品名	基準税率	内容 (注1)
切り花	三・二%、四%又は六・四%	実施区分C又はI
盆栽	四・八%	実施区分C
長芋(生鮮のもの及び冷蔵し	六・四%	実施区分J
たものに限る。)		
柿	<u>-</u>	実施区分A
すいか	九 %	実施区分J
メロン	一・六%、五・四%、六・三%、	実施区分A、F、J又はK

	一二・八%又は二八%	
醤油	<u>=</u> %	実施区分D
炭素繊維製造用の調整剤	六%又は六・五%	実施区分F又はG
鉄製のねじ、ボルト等	二・八%、二・九%、三・二%、	実施区分A、B、F又はG
	三・八%、五・七%、五・八%、	
	六・二%又は八・六%	
工具	二·九%、三·七%、三·九%、	実施区分A、B又はF
	四・六%、四・八%、五%又は	
	五 · 七 %	
蒸気タービン	五%又は六・七%	実施区分B又はG
エアコン部品	· 四 %	実施区分A
レーザー成型機(3Dプリン	三• 五%	実施区分B
ターを含む。)		
マシニングセンター	四 · 二 %	実施区分B
旋盤	四・二%又は四・四%	実施区分B
鍛造機	四 · 四 %	実施区分B
ゴム加工機械及びプラスチッ	= - %	実施区分B
ク加工機械		
燃料電池	二·七%	実施区分A
鉄道部品	二・六%又は三・一%	実施区分A又はB
自転車及び自転車部品	三%、三・七%、三・九%、五	実施区分A、B、F又はG

%又は <u>一</u> %	
眼鏡及びサングラス 二%又は二・五% 実施区分A	施区
楽器 二・六%、二・七%、二・九%、 実施区分A、B又はF	実施区分A、
四・七%、四・九%、五%又は	又は
五•四%	

八

(注 1) アメリカ合衆国は、 第五条1の規定に基づき、 次の実施区分に従って、 関税を撤廃し、 又は削減する(アメリカ合

衆国の一 般的注釈4)

Α 即時関税撤廃

В 段階的 関税撤廃

C 段階的 関税撤廃 (協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に関税撤廃) (協定の効力発生の日から毎年行われる二回の引下げにより、

二年目に関税撤廃)

段階的 関税撤廃 (協定の効力発生の日から毎年行われる五回の引下げにより、 五年目に関税撤廃

段階的関税撤廃 (協定の効力発生の日から毎年行われる十回の引下げにより、 十年目に関税撤廃)

関税削減 (協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においてもその税率)

F

Е

D

G その後においてもその税率) 関税削減 (協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に基準税率の五十パーセントまで更に削減し、

Н の五十パー 関税削減 セントまで削減し、 (協定の効力発生の日に三パーセント削減し、二年目に三パーセント更に削減し、 その後においてもその税率) 三年目に基準税率

関税削減 (協定の効力発生の日から毎年行われる二回の引下げにより基準税率の五十パーセントまで削減し、

その後においてもその税率

- J 関 税削 減 (協定の効力発 生 の日 カン ら毎年行わ れる三回 0 引下げにより基準 税率 0 Ŧī. + パ] セントまで 削 減
- その 後にお てもその 税率
- K 関税削 減 (協定の効力発生の日 から毎年行われる五回の引下げにより基準税率の五十パーセントまで削 減

その 後に お いてもその税率)

- (注2) 自動 車及び自 1動車 部 品 \mathcal{O} 関税につい ては、 関 脱の撤廃に関して更に交渉する テ メリカ合衆 玉 0) 般 的 注釈7)
- (2)ア メリカ合衆国 1の原産 地 規則及び原産地手続について定める (アメリカ合衆国の原産地規則及び原産地手続)

 \equiv 協定に関連して作成された文書

用に関する日

1 肉、 豚 肉、 本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文 ホエ イのたんぱく質濃縮 物、 ホ エイ粉及びオレンジ (生鮮のものに限る。 に つい ての農産品 セー ・フガ 1 ĸ 措 置 0 運

たんぱく質濃縮物、 フ に当該農産品セーフガ とられた場合に当該農産品セーフガード措置に適用のある発動水準を調整するため協議を開始すること等を定める。 セーフガ ガ 日 本国及びアメリカ合衆国は、 F -措置の K -措置の 適 用 ホ 適用のための修正された条件であって一定のものを考慮して協議すること、 のための条件に関しては環太平洋パ ド エイ粉及びオレンジ ・措置に適用のある発動水準を調整するため協議を開始すること、 協定附属書Ⅰ (生鮮のものに限る。 第B節第四款の規定に基づき牛肉についての農産品 ートナーシップに関する包括的及び先進的)についての農産品セーフガード 五年目以降の牛肉につい 同 措置が連続する三年 款の規定に基づき豚肉、 セーフガ な協定における対応する農産品 آ ا -措置 ての農産品 一がとら 0 期間に二回 れた場合 ホ エイの セー

2 日 本国産牛肉のアメリカ合衆国 への輸入に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との 間の交換公文

ことを定め 域」 向け メリ Ó カ合衆国は、 割当てを六万五千五 協定が効力を生じた後直ちに、 メート ル・ トンに引き上げ、 二 百 メートル・トンの日本国 日本国に対して、 「その他の 目向けの 玉 国別割当てを廃止 又は 地 域」 向 け の割当て Ļ 「その他の の利用 を認 玉 一又は地 める

3 般 の用 途に供される指定乳製品等に つい 7 の日本国のWTO関税割当ての 運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政 府との 間

 \mathcal{O}

交換公文

九

製品等についてのものの運用に関し、 本国の農林水産省は、 世界貿易機関設立協定における日本国の譲許表に定める関税割当てであって一般の用途に供される指定乳 一定の数量及び規格基準の脱脂粉乳に関する全世界向け入札を日本国の法令に従って導入する

ことを定める

4 る。 て定める規定に関し、 ホ 協 エイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文 定附属書1第8節第四款においてホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置をとってはならない場合につい その場合に該当するかどうかの評価に当たって日本国が考慮すべき事項その他当該評価の運用について定め

5 米についての日本国のWTO関税割当ての下で行われる売買同時契約方式の運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との 間

の交換公文

運用に関し、 世界貿易機関設立協定における日本国の譲許表に定める関税割当てであって米についてのものの下で行われる売買同時契約方式の 各売買同時契約入札の結果が確定した後の当該入札の結果に関連する情報の速やかな公表について定める

6 日本国産酒類に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

料の表示の承認のための連邦レベルでの手続を簡素化するよう実施中の努力を継続すること等を定める。 と 1 ない場合にはアメリカ合衆国における販売を禁止することを同国の関係法令に従って検討する手続を開始すること、 アメリカ合衆国は、 山形清酒、 難五郷清酒又は北海道ワインがそれぞれの製品の製造を規律する日本国の関係法令に従って同国において製造されて ワイン及び蒸留酒の充填の基準を撤廃し、 又は自由化することを提案する規則について最終的な措置をとるこ アルコール飲

四 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。